

◎議案第 4 1 号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君）日程第 6、議案第 41 号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）議案第 41 号でございます。白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

議 41-3 ページ、附則でございます。1、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。2、白老町税条例の一部を次のように改正する。第 4 条第 2 項中「第 33 条第 3 項」を「第 33 条第 4 項」に、「第 33 条第 2 項」を「第 33 条第 3 項」に改める。

次のページ議案説明でございます。

行政手続法の改正に伴い、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止の求め及び処分等の求めについて手続等が新たに整備されたことから、法の趣旨にのっとり制定された本条例についても同様規定を設け、当該手続等を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町行政手続条例新旧対照表

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 3 章 略 <u>第 4 章 行政指導（第 30 条—第 36 条）</u> 第 5 章 略  附則 （適用除外） 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、 次章から第 4 章までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 略 （行政指導の方式） 第 33 条 略	目次 第 1 章～第 3 章 略 <u>第 4 章 行政指導（第 30 条—第 36 条）</u> <u>第 4 章の 2 処分等の求め（第 36 条の 2）</u> 第 5 章 略  附則 （適用除外） 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、 次章から第 4 章の 2 までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 略 （行政指導の方式） 第 33 条 略 <u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際</u>

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略  
(行政指導に対する不服の申出)

第36条 行政指導の相手方は、当該行政指導に不服があるときは、行政指導をした町の機関に対し、書面により、不服を申し出ることができる。

2 町の機関は、前項の不服の申出を誠実に処理しなければならないが、当該不服の申出に正当な理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正等の適切な措置を講ずるものとする。

に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次の掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 略  
(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しておかななければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称及び住所または居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠となる法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しない料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め  
(処分等の求め)

第36条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の

	<p>機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。</p> <p>2 前項の申出は、次の掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名または名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 法令に違反する事実の内容</p> <p>(3) 当該処分または行政指導の内容</p> <p>(4) 当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項</p> <p>(5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p> <p>3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>
--	--

○議長（山本浩平君）ただいま議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。